

令和6年12月19日

令和6年第3回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 令和7年度国保事業費納付金（仮算定）の概要について

（1）令和7年度国保事業費納付金の仮算定結果（県全体分）

① 県全体の国保事業費納付金

国保事業費納付金（仮算定）の県総額は、令和6年度（確定値）と比べて約40億円の減。

区 分	R7年度 (仮算定)	R6年度	増 減
国保事業費納付金	約760億円	約800億円	△約40億円

② 令和7年度国保事業費納付金の減額要因について

令和7年度の国保事業費納付金の仮算定に当たっては、推計された被保険者数の減に伴い、保険給付費の推計結果が令和6年度納付金算定時の推計値から減少する結果となったこと、主な公費等の増減により、県全体の納付金額が令和6年度に比べ、約40億円減少した。

○令和6年度推計値との比較

主な公費等	増減額	納付金への影響
保険給付費	△13.4億円	△13.4億円
前期高齢者交付金	25.7億円	△25.7億円
療養給付費等負担金	△12.2億円	12.2億円
後期高齢者支援金	△19.3億円	△19.3億円
後期高齢者支援金国庫負担金	△6.2億円	6.2億円
介護納付金	△7.2億円	△7.2億円
その他公費の増・減	7.2億円	7.2億円
合 計		△40億円

（歳入）

（歳入）

（歳入）

※県全体：約40億円減

《国保事業費納付金》

平成30年度から、県が負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険法に基づき市町村が県に納付するもの。

(2) 令和7年度国保事業費納付金の算定方法等（県全体分）

① 保険給付費等の推計結果

直近の実績から「1人当たり診療費（推計）×被保険者数（推計）×給付率（推計）」により保険給付費が推計された。

区 分	R7年度 (推計)	R6年度 (見込)	R6年度 (推計)	R5年度 (実績)	R4年度 (実績)
1人当たり給付費（円）	326,183	307,989	316,214	306,902	293,982
被保険者数（人）	547,734	570,757	569,231	597,306	628,475
給付費総額（千円）	178,661,271	175,786,714	179,998,593	183,314,169	184,760,439

(3) 県国民健康保険特別会計の状況

① 令和5年度県国民健康保険特別会計の決算状況

区 分	決算額（千円）
歳 入	249,837,820
歳 出	245,864,773
収支（決算剰余金）	3,973,047

② 令和5年度決算剰余金の活用方法

区 分	金額（千円）	備 考
令和6年度分の国庫支出金返還	14,080	県→国返還分の財源
医療費増等への対応	1,638,800	普通交付金財源として留保
令和6～8年度納付金負担軽減	2,320,167	令和7年度分 773,389千円
合 計	3,973,047	

③ 財政安定化基金への積戻しについて

令和4年度県国民健康保険特別会計において、約35億円の財政安定化基金の取崩しを行った。取り崩した基金は、原則3年間で積み戻す必要があることから、令和6年度から8年度の納付金に加算される。

【財政安定化基金償還計画】

（単位：千円）

区 分	積戻必要額 A	決算剰余金活用額 B	納付金加算額 A－B
令和6年度	1,173,389	773,389	400,000
令和7年度	1,173,389	773,389	400,000
令和8年度	1,173,389	773,389	400,000
計	3,520,167	2,320,167	1,200,000

(4) 令和7年度国保事業費納付金の仮算定結果（水戸市分）

① 水戸市の国保事業費納付金

水戸市の令和7年度国保事業費納付金（仮算定）の総額は、令和6年度と比べて約3億1,600万円の減となった。

（単位：円）

国保事業費納付金	R7年度 (仮算定)	R6年度	増 減
医療分	4,186,048,925	4,398,810,734	△ 212,761,809
後期高齢者支援金分	1,706,775,613	1,790,028,279	△ 83,252,666
介護納付金分	611,104,667	630,573,373	△ 19,468,706
合 計	6,503,929,205	6,819,412,386	△315,483,181

② 水戸市の国保事業費納付金の年度別推移

（単位：円）

年 度	金 額	前年度比	備 考
平成30年度	8,090,571,524	—	
令和元年度	7,346,547,768	90.8%	
令和2年度	6,135,737,513	83.5%	35億円控除
	(6,417,208,059)	(87.3%)	(281,470,546円)
令和3年度	5,966,185,954	97.2%	35億円控除
	(6,252,735,540)	(101.9%)	(286,549,586円)
令和4年度	6,324,900,998	106.0%	30億円控除
	(6,571,016,009)	(110.1%)	(246,115,011円)
令和5年度	7,013,757,475	110.9%	
令和6年度	6,819,412,386	97.2%	
令和7年度 (仮算定)	6,503,929,205	95.4%	

※令和2・3・4年度下段金額（ ）は、県決算剰余金の活用による減額がなかった場合の金額

2 令和6年度の実施状況について

(1) 令和6年度国民健康保険会計の状況

① 保険税の収納状況（現年度分）

（単位：千円）

年 度	調定額	収納額	収納率
令和3年度	5,394,600	4,933,711	91.46%
令和4年度	5,444,727	4,988,799	91.63%
令和5年度	5,152,146	4,741,912	92.04%
令和6年度（11月末）	5,086,985	2,970,716	58.40%
令和6年度（見込み）	5,074,827	4,673,916	92.10%

（前年同期 58.25%）

※令和6年度見込みは、令和6年11月までの実績値に、前年度（令和5年）11月から決算時までの伸びを乗じて算出したもの。

② 保険給付費の状況

令和6年度（見込み）においては、1人当たりの年間医療費が高い傾向にあるが、被保険者数の減少に伴い、保険給付費が減少する見込となった。

（単位：千円）

年 度	保険給付費	対前年度比	（参考）1人当たりの 年間医療費
令和3年度	15,451,707	103.16%	329,264円
令和4年度	14,957,523	96.80%	331,422円
令和5年度	14,999,775	100.28%	349,585円
令和6年度（見込み）	14,790,000	98.60%	

③ 令和6年度国民健康保険会計決算見込

（単位：千円）

歳 入			歳 出		
科目	当初予算	決算見込 (A)	科目	当初予算	決算見込 (B)
1 国民健康保険税	5,053,600	5,015,874	1 総務費	247,247	247,000
2 使用料及び手数料	1,701	922	2 保険給付費	14,972,000	14,790,000
3 国庫支出金	1	15,480	3 国保事業費納付金	6,819,414	6,819,414
4 県支出金	15,246,927	15,021,254	4 保健事業費	203,651	179,712
5 繰入金	1,485,001	1,498,760	5 基金積立金	1	-
6 繰越金	621,000	1,526,210	6 諸支出金	41,687	34,293
7 諸収入	75,770	92,232	7 予備費	200,000	-
歳入 計	22,484,000	23,170,732	歳出 計	22,484,000	22,070,419

差引収支 (A-B)

1,100,313

協議事項

1 令和7年度水戸市国民健康保険税について

令和7年度以降の保険税率について、改めて検討する必要があることから、令和6年8月22日付けで、水戸市国民健康保険運営協議会へ「令和7年度水戸市国民健康保険税について」諮問させていただいた。

(1) 令和7年度の必要保険税額について

国保事業費納付金等仮算定結果を基にした推計

(単位：千円)

項 目		R7年度	備 考
歳出	① 国保事業費納付金	6,503,930	・ R7年度 仮算定額
	② その他事業費	625,024	・ 保健事業費 ・ 出産育児一時金 等
A	事業に要する経費 (①+②)	7,128,954	
歳入	③ 県交付金	377,925	・ 県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	428,200	
	⑤ 一般会計繰入	362,400	
	⑥ その他収入	66,058	・ その他収入 (延滞金等)
B	現年分保険税以外の歳入合計 (③+④+⑤+⑥)	1,234,583	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A－B)	5,894,371	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,284,347	
E	収入差額 (D－C)	△ 610,024	

(2) 令和7年度の保険税率について(案)

令和7年度の収支見込みについては、県から示された国保事業費納付金の仮算定結果を基に推計した事業運営に必要な保険税額に対し、現行の保険税率による保険税収入見込額が不足する見込みである。しかしながら、国保会計の繰越金を活用することで、収入不足が解消され収支の均衡が図られることから、被保険者の負担増に繋がらないよう十分に配慮しながら、適正な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みである。

このため、令和7年度においては、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図りながら、現行の保険税率を据え置くこととする。

また、令和8年度以降の保険税率については、現在の繰越金に限りがあることから、適切な保険税率の設定となるよう、令和7年度の決算状況や国保事業費納付金等を踏まえ、改めて検討することとする。

さらに、国において、「少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み」として、医療保険の保険料(税)とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることから、新たに保険税率の設定が必要である。【別紙資料】

【参考】

○繰越金の状況

区 分	令和5年度末	令和6年度末 (見込)	令和7年度末 (見込)
繰越金(決算剰余金)	15億円	11億円	5億円

○令和7年度・令和8年度の保険税

令和7年度	
医療分	税率据置
後期高齢者支援金分	税率据置
介護納付金分	税率据置

《繰越金の活用》

令和8年度	
医療分	税率検討
後期高齢者支援金分	税率検討
介護納付金分	税率検討
子ども・子育て支援金分	創設※

※R9、R10は、段階的な引上げ